
「九州電力川内原子力発電所の緊急時における 原子力災害避難計画についての自治体アンケート調査」

【集計結果・資料編】

2014年12月3日

1. 実施者

実施主体：原子力市民委員会
集 計：原子力市民委員会事務局

2. アンケート実施要領

手 法：各自治体に依頼状およびアンケート票を郵送。郵送あるいは FAX による回答。
対 象：アンケート対象自治体：九州電力川内原子力発電所の 30km 圏内の自治体および避難先自治体 21 自治体
回答自治体：21 自治体（回収率 100%）
回答到着期間：2014 年 11 月 10 日～11 月 21 日

3. 凡例

〔 〕は原子力市民委員会事務局からの補足。
〔なし〕は該当する自治体がないもの。
〔略〕は各自治体から記入があったものの省略したもの。

4. 参考資料

21 自治体からのアンケート結果のスクランデータ
http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141203_11.zip
アンケート依頼状
http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031_01.pdf
アンケート用紙
http://www.ccnejapan.com/2014/sendai/enq/20141031_02.pdf
アンケート別添資料
「原子力防災会議 第 4 回 配布資料 川内地域の緊急時対応（全体版）」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai04/siryous3-2.pdf

本件に関する連絡先：原子力市民委員会事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F（高木仁三郎市民科学基金内）
E-MAIL：email@ccnejapan.com TEL/FAX：03-3358-7064

アンケートの質問項目及び自治体からの回答の集計結果

問 1. 基本情報 [対象自治体：21]

(1) 自治体名：

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) 九州電力川内原子力発電所からの距離 概ね

[略]

問 2. 貴自治体は、原子力災害時の住民の避難計画を策定していますか？ [対象自治体：21]

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

策定年月日

[略]

名称

[略]

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

今後策定の予定はありますか？

はい

[なし]

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【芦北町】当町は、原子力災害対策重点区域外であり、対応について具体的な指針等が定められていないため
【津奈木町】当町は原子力災害対策重点区域外であり、対応について具体的な指針等が定められていないため

問 3. 貴自治体は、原子力災害時の避難住民の受け入れ先になっていますか？ [対象自治体：21]

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

いいえ

阿久根市、いちき串木野市、薩摩川内市

【避難について】

問4. 避難計画に関して、住民の意見を聴きとるためにどのような手法を用いていますか？

(複数回答可) [対象自治体：9]

説明会の開催

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

アンケートの実施

鹿児島市、日置市

個別ヒアリング

薩摩川内市

その他

さつま町、薩摩川内市

その他のコメント

【さつま町】 町職員による説明（全 138 公民会）

【薩摩川内市】・原子力防災に関する資料の配付・原子力防災ハンドブック・薩摩川内市原子力防災計画のお知らせ

欄外記入

【鹿児島市】 策定に先立ち、UPZ 内の 9 自治会ごとの説明会を実施し、アンケート調査を実施したほか、市内 13 カ所で実施した地区別防災研修会で説明を行っています。

【薩摩川内市】 [「個別ヒアリング」について] PAZ 圏内各世帯訪問事業実施

問5. 避難計画に対する住民の受け止め方をどのように認識されていますか？ [対象自治体：9]

避難計画に対して納得している住民が多い

〔なし〕

避難計画に対して納得していない住民が多い

〔なし〕

どちらともいえない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、薩摩川内市、日置市

※その理由

【出水市】 避難計画の住民説明会では多くの意見、要望をいただいたので、今後、実効性のある避難計画に見直していきたいと考えている。

【薩摩川内市】 毎月開催の研修会、県と共催による避難計画説明会、自治会等单位における出前講座において、納得したかどうかの確認までは行っていない。なお、当市は要望があれば出前講座等開催し、住民の方々に理解を深めていただく考えである。

【日置市】 課題が残されていることも含めて、避難計画の現状は、理解していただいている。

わからない

始良市、さつま町、長島町

欄外記入

【始良市】説明会はUPZ 圏内 9 世帯 11 名に対して行っており、それ以外の市民の反応は集約していない。説明会では異論は出ていないためUPZ 内住民は納得していると認識している。

【鹿児島市】その他：一定の理解・認識をいただいているものと考えておりますが、今後とも訓練等を通じて、周知を図っていく考えです。

【さつま町】納得の基準がわからない。

問 6. 住民からどのような意見がだされていますか？（複数回答可）〔対象自治体：9〕

避難範囲を 30km から広げてほしい

始良市、さつま町

避難先を見直してほしい

さつま町

避難経路を見直してほしい

阿久根市、出水市、さつま町、薩摩川内市

避難先を増やしてほしい

さつま町、薩摩川内市

要援護者の避難計画を充実させてほしい

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市

複合災害への対応を充実させてほしい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町

その他

始良市、鹿児島市、長島町

その他のコメント

【始良市】二次避難の計画を作るべきである

【鹿児島市】避難範囲の拡大を含め、30km 圏外の対策を充実させてほしい。

【長島町】緊急集合場所の変更

欄外記入

【薩摩川内市】〔「避難先を増やして欲しい」に関して〕風下側となり使用できない場合の対応

問 7. 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設への説明会・ヒアリング・アンケート等は実施されていますか？（複数回答可）〔対象自治体：9〕

説明会を実施

薩摩川内市

ヒアリングを実施

鹿児島市

アンケートを実施

〔なし〕

いずれも実施していない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、さつま町、日置市

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない

【出水市】施設への避難計画作成の周知は鹿児島県が行っている。

【鹿児島市】UPZ 内の施設数が3施設と少ないため、個別に訪問し避難計画の策定支援を行っております。

【薩摩川内市】〔「説明会を実施」について〕10km 圏内の入院・入所施設への避難計画作成について

【長島町】施設なし

問8. 入院患者や入所者を有する病院や社会福祉施設が主体となって定める避難計画の策定状況はどのようになっていますか？〔対象自治体：9〕

把握していない

いちき串木野市、さつま町

概ね90%以上の施設は策定済み

〔なし〕

50～90%程度の施設は策定済み

〔なし〕

10～50%程度の施設が策定済み

〔なし〕

策定済みの施設は10%以下

阿久根市、日置市

その他

出水市、鹿児島市、薩摩川内市

その他のコメント

【出水市】鹿児島県の方針を含め今後県や関係機関と協議を進めていきたい。

【鹿児島市】現在、策定支援を行っております。

【薩摩川内市】原子力発電所から10km 圏内の入院・入所の医療機関・社会福祉施設は全て作成済み

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない

【長島市】施設なし

問 9. 2014 年 9 月 12 日付の原子力防災会議の資料（別添）について、県・国等から説明を受けましたか？〔対象自治体：9〕

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

(___月___日に_____から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

〔なし〕

問 10. 国は、「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針としています（別添資料のスライド 43 枚目）。これについておうかがいします。〔対象自治体：9〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

(___月___日に_____から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

〔なし〕

(2) これは貴自治体の避難計画に反映されていますか？

すでに反映されている

薩摩川内市

まだ反映されていない

始良市、阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

欄外記入

【鹿児島市】今後、避難計画の見直しを行う際に、反映する予定です。

(3) この方針は、避難先があらかじめ定めた場所から変わりうるということになりますが、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

始良市、薩摩川内市、長島町

問題がある

〔なし〕

※問題の内容：

〔なし〕

その他

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、日置市

その他のコメント

【阿久根市】今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。

【出水市】各拡散予測シミュレーションなどである程度避難先を想定した避難計画策定しておくことが必要ではないかと思われる。

【いちき串木野市】避難先が複数化することは住民にとっては、安心感に繋がるが経路の周知が課題

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と考える

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

問 11. 同資料によれば、10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで避難先を調整するとしています（別添資料のスライド 48・49 枚目）。〔対象自治体：9〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、阿久根市、出水市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

(____月 ____日に ____から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

いちき串木野市

欄外記入

【いちき串木野市】システムのことは聞いているが、具体的な説明なし。現在、作業中と理解している。

(2) これは貴自治体の避難計画に反映されていますか？

すでに反映されている

〔なし〕

まだ反映されていない

阿久根市、出水市、いちき串木野市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、長島町、日置市

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない

【鹿児島市】今後、避難計画の見直しを行う際に、反映する予定です。

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

いちき串木野市、長島町

問題がある

〔なし〕

※問題の内容：

〔なし〕

その他

阿久根市、出水市、鹿児島市、さつま町、薩摩川内市、日置市

その他のコメント

【阿久根市】今後、詳細な説明があるものと考え、より実行性があるものにしていく必要があると考える。

【出水市】要援護者の避難については時間を要するものであるため、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定しておくことが必要ではないかと思われる。

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と思われる。

【薩摩川内市】県のシステム内容の説明を受けた後、対応したい。

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

欄外記入

【始良市】UPZ 圏内に対象施設がない

【いちき串木野市】システムの内容を見てから判断したい

【受入について】

問 12. 原子力災害時の避難受け入れ計画を策定していますか？〔対象自治体：18ⁱ〕

策定している

〔なし〕

⇒ (年 月 日に策定)

〔略〕

策定していない

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

これから策定する

曾於市、湧水町

策定の予定はない

日置市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、水俣市

欄外記入

【始良市】未定

【出水市】本市民が市内の 30km 圏外の避難所に避難する計画となっている。

【鹿児島市】〔本市内の避難について〕策定している。鹿児島県原子力災害対策避難計画として策定。

〔他自治体からの避難について〕今後の策定については検討中。

【長島町】検討（県等と調整する必要がある）

【指宿市】本市の地域防災計画等に基づき対応したいと考えます。

問 13. 避難住民や車両のスクリーニング（汚染検査）および除染の場所は決まっていますか？〔対象自治体：18〕

はい

〔なし〕

⇒場所：()

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【出水市】国、県から情報提供等がない状況である。

【鹿児島市】〔本市内の避難について〕はい：避難所に設置

ⁱ 事務局注：本来、受け入れ自治体となっている自治体は 19 であるが、薩摩川内市は問 3. で「いいえ」（原子力災害時の避難住民の受け入れ先ではない）と回答したため、問 12. ～問 17. には回答せず。以下同。

問 14. 9月12日付の原子力防災会議の資料（別添）について、県・国等から説明を受けましたか？〔対象自治体：18〕

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

(___月___日に___から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

問 15. 同資料によれば、「避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施」（別添資料のスライド75枚目）となっています。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明を受けましたか？

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、指宿市

(___月___日に___から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) このような「救護所」はすでに決まっていますか？

はい

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外記入

【鹿児島市】〔本市内の避難について〕はい：避難所に設置

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

伊佐市、指宿市

問題がある

始良市、長島町、霧島市、湧水町

※問題の内容：

【始良市】救護所の場所が決まっていないこと

【長島町】広い施設・場所がない

【霧島市】早い時期に説明をしていただきたい

【南さつま市】車両の除染については、30km 圏外へ出る際に実施すべきと考える。避難住民のスクリーニングは避難先自治体でも可能。

【湧水町】国の責任で行うべきものとする

□その他

出水市、鹿児島市、さつま町、日置市、曾於市、枕崎市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】本市は避難先の一部が県外であることから、県境を越える避難については調整が必要である旨を国に伝えている。

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と考える。

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何もいえない

【曾於市】説明を受けないと回答できない。

【枕崎市】国・県からの説明を受けたい避難計画の充実を図ってほしいと考えております。

【芦北町】ご指摘のスライド 75 枚目には、下段に「※県境を越える避難については、別途調整中」との記述があり、当町はこれに該当するものと思われる。

・当初から、阿久根市の避難者を受け入れる避難所を提供するのみとの協議がなされていたので、当然、避難元自治体域内、もしくは鹿児島県域内でスクリーニングや除染を完了し、当町へ避難されるものと認識している。

【津奈木町】ご指摘のスライド 75 枚目には、下段に「※県境を越える避難については、別途調整中」との記述があり、当町はこれに該当するものと思われる。

・避難者等の除染およびスクリーニングについては、避難元自治体（鹿児島県及び阿久根市）が責任持って対応することとなっているので、避難者が熊本県内及び町内に避難するときには除染等の対策は完全に実施されていると認識している。

【水俣市】避難先の自治体に設置することについては、協議が必要。

欄外記入

【指宿市】設置も含めて、詳細については県において検討されるものと考えます。

問 16. 国は、「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」する方針としています（別添資料のスライド 43 枚目）。これについておうかがいします。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明をうけましたか？

□はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

(___ 月 ___ 日に ___ から説明を受けた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) この方針では、当初予定していなかった自治体からの受け入れが生じるということになりますが、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題ない

始良市、伊佐市、指宿市

問題がある

霧島市、南さつま市、湧水町

※問題の内容：

【霧島市】早い時期に説明をしていただきたい。

その様な状況で具体的な調整が実施できるか不明である。

【南さつま市】避難施設に限りがあり、予定している避難住民以上の受け入れは困難である。

【湧水町】施設がない

その他

出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市、曾於市、枕崎市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】本市住民の避難と他市からの避難をある程度シミュレーションした避難計画を策定しておくことが必要ではないかと思われる。

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と考える。

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

【曾於市】説明を受けないと回答できない

【枕崎市】国・県からの説明を受けたい

【南九州市】あつてはならない災害ですが発生した場合はできる限りの対応をしたいと考えております。

【芦北町】あくまで協定による人数内であれば問題ないとする。

【津奈木町】協定による人数内であれば問題ないとする。

【水俣市】すでに出水市の避難者を受け入れ予定であり、これ以上の対応は難しい。

欄外記入

【指宿市】受け入れ自治体として可能な限り対応をしたいと考えます。

問 17. 同資料によれば、10 キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じたあと、コンピュータ・システムで受け入れ先を調整するとしています（別添資料のスライド 48・49 枚目）。〔対象自治体：18〕

(1) このことについて、県・国等から説明をうけましたか？

はい

始良市、出水市、鹿児島市、さつま町、長島町、日置市

(____月 ____日に ____から説明をうけた)

〔略〕

いいえ

伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

(2) 受け入れ先候補の施設に関して、県から情報提供の依頼がありましたか？

はい

〔なし〕

いいえ

始良市、出水市、さつま町、長島町、日置市、伊佐市、指宿市、霧島市、曾於市、垂水市、枕崎市、南九州市、南さつま市、湧水町、芦北町、津奈木町、水俣市

欄外コメント：

【鹿児島市】受入先候補施設については、県で各施設に照会して確認をされております。

(3) この方針に関して、貴自治体としてのお考えをおきかせください。

特段の問題はない

始良市、長島町、伊佐市、枕崎市

問題がある

霧島市、南さつま市、湧水町

※問題の内容：

【霧島市】システムの内容について承知していない為、具体的な調整要領が不明である
【南さつま市】事故が生じたあとに調整できるのか疑問である。

その他

出水市、鹿児島市、さつま町、日置市、指宿市、曾於市、南九州市、芦北町、津奈木町、水俣市

その他のコメント

【出水市】要援護者の避難については時間と配慮を要するものであるため、あらかじめ避難先を想定した避難計画を事前に策定するために、県内及び県外の施設の調整を行っておくことが必要ではないかと思われる。

【鹿児島市】特段の問題はないものと考えておりますが、具体的な対応については、さらに検討してまいりたいと考えております。

【さつま町】臨機応変な対応が必要と考えます。

【日置市】詳細な説明が、まだない為、何ともいえない

【指宿市】現時点で依頼はない

【曾於市】説明を受けないと回答できない。

【南九州市】これからの情報提供に期待したいと考えております。

【芦北町】要援護者については、協定で明文化されていないので、当町としては対応できない。

【津奈木町】避難行動要支援者については、協定では詳細まで決定していないので、現在のところ当町として対応は難しい。

【水俣町】説明・相談等は受けてない。

問 18. 川内原発の緊急時対応計画（避難計画含む）および、その策定プロセスなどに関連して、これまで質問した項目以外で、貴自治体未解決の課題や、政府の対応等について改善を要望したいことなどがありましたら、お書き下さい。〔対象自治体：21〕

【鹿児島市】原子力災害については、特殊性があり、また、広域的な対応も必要なことから、国や県が主導してまとめるべき点が多分にあると考えており、今後とも、国や県が率先する中で、原子力災害に関する課題や体制等の検討・整理を行っていただき、総合的な対策を取っていただきたいと考えております。

【霧島市】受け入れ市町への県の説明が必要である

【枕崎市】受け入れ自治体の役割等について、国・県からの説明を受けたい

【南さつま市】国・県の主導により避難計画を作成してほしい。また、速やかに情報提供をしていただきたい。

【芦北町】県と2市2町で作成した「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を平成26年9月25日に原子力規制委員会と内閣府に提出しており、その中で原子力規制や安全対策に対する一層の充実・強化と、PPA地域の防災対策の明確化をお願いしている。これらについて早急に対応してほしい。

【津奈木町】県と2市2町で作成した「川内原子力発電所の安全対策及び防災対策に係る要望」を平成26年9月25日に原子力規制委員会と内閣府に提出しており、その中で原子力規制や安全対策に対する一層の充実・強化と、PPA地域の防災対策の明確化をお願いしている。これらについて早急に対応してほしい。

【水俣市】現在、熊本県と関係4市町で「川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議」を組織し、国へ要望書を提出している。国には要望した内容について切実に対応してもらいたい。

アンケート別添資料：「原子力防災会議 第4回 配布資料 川内地域の緊急時対応（全体版）」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/dai04/siryoku3-2.pdf より。
 スライド 75 枚目

避難退域時検査・除染の実施地点



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➤ 避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施。



※県境を越える避難については、別途調整中



避難元

バス・自家用車等で避難

避難退域時検査・除染




※原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施

75

スライド 43 枚目

UPZ圏内住民の一時移転等



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➤ 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、鹿児島県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。

➤ UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。

➤ なお、予定していた避難先の空間放射線量が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先を調整。

薩摩川内市

➔

- 鹿児島市
- 霧島市、始良市、湧水町
- 豊水市、曾於市
- 南さつま市
- 薩摩川内市内

出水市

➔

- 伊佐市、霧島市
- 熊本県水俣市
- 出水市内

いちき串木野市

➔

- 鹿児島市
- 枕崎市、指宿市、南九州市

白置市

➔

- 南さつま市
- 白置市内

阿久根市

➔

- 長島町
- 始良市、伊佐市、湧水町
- 熊本県芦北町、津奈木町

さつま町

➔

- 鹿児島市
- 霧島市
- さつま町内

鹿児島市 始良市 長島町

➔

- 自市町内

43

受入先調整のためのシステム

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。

避難元の情報

＜UPZ内＞

- ・自治会単位の人口・世帯数
- ・所在地
- ・原発からの距離,方角

医療機関

- ・病床数 ・所在地
- ・原発からの距離,方角

社会福祉施設

- ・施設種別 ・入所定員 ・所在地
- ・原発からの距離,方角

原子力防災・
避難施設等調整システム

データ登録
データ登録

緊急時に避難先候補のリストを迅速に作成

避難先の情報

＜UPZ外＞（※）

避難所

- ・収容人数 ・所在地
- ・原発からの距離,方角

医療機関

- ・病床数 ・所在地
- ・原発からの距離,方角

社会福祉施設

- ・施設種別 ・入所定員 ・所在地
- ・原発からの距離,方角

※県内島しょ部は除く 48

医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整システム

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、県災害対策本部では原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。

受入先確保のための調整スキーム

原子力防災・
避難施設等調整システム
・受入先候補リスト

＜鹿児島県災害対策本部＞

＜原子力災害対策本部／現地対策本部＞

OILに基づく
防護措置範囲の決定

医療機関、社会福祉施設等の
受入候補先選定

県災害対策本部が行う
医療機関、社会福祉施設
の受入先・移動手段確保の
支援

鹿児島県・関係市町本部に
おいて確保困難な場合は、
国が受入先・移動手段確保
を支援

医療機関、社会福祉施設の受入先・移動手段の確保

一時移転等実施指示（対象となる住民、関係機関への連絡）

※県において受入先や移動手段の確保が困難な場合は、原子力災害現地対策本部等で、受入先や移動手段の確保を支援する。 49